

北上市告示乙第8号

北上市学童保育所条例第13条第3項の規定により、利用料金の額を次のとおり承認した。

令和5年1月27日

北上市長 高橋敏彦

1 利用料金制度を行う施設の名称

- (1) 黒沢尻北学童保育所
- (2) 黒沢尻東学童保育所
- (3) 黒沢尻西学童保育所
- (4) 飯豊学童保育所

2 指定管理者

北上市常盤台一丁目7番75号

特定非営利活動法人北上学童保育所 理事長 福盛田 美 雪

3 利用料金の適用開始時期

令和5年4月1日

4 承認する利用料金

施設利用者に対して次の料金を適用する。

(1) 利用料（月額）

学年	金額(円)
1年生	7,200
2年生	6,800
3年生	6,800
4年生	6,500
5年生	5,100
6年生	4,100

(2) 開所時間を延長して利用する場合の利用料

- ① 午後6時15分から午後6時45分まで利用する場合 1回につき100円
- ② 午後6時15分から午後7時まで利用する場合 1回につき200円

(3) 一時的に利用する場合の利用料

日額500円